

岩手県告示第 765 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 10 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市本宮字松幅 100 番 1 地先から下飯岡 4 地割 295 番地先まで	新	A m 49.0~8.5	m 3,260.2
盛岡市本宮字小幡 9 番 1 地先から下飯岡 4 地割 295 番地先まで		B 57.0~25.6	1,805.2
盛岡市本宮字松幅 100 番 1 地先から下飯岡 4 地割 295 番地先まで	旧	A 49.0~8.5	3,260.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 10 月 6 日から同年 11 月 6 日まで